

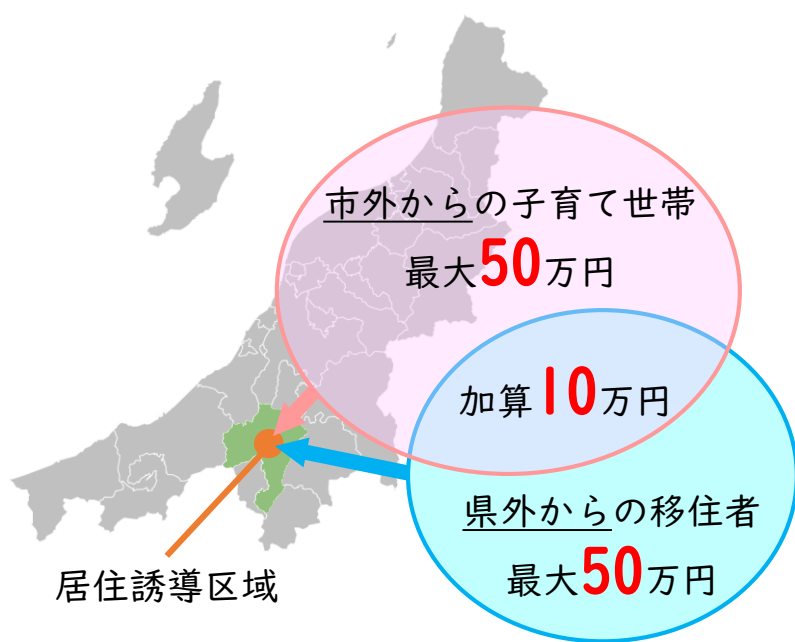
空き家を活用した移住を支援します



空き家利活用支援事業補助金

空き家を活用した子育てしやすい環境づくり及び移住・定住の促進を図るため、子育て世帯及び移住者の空き家の取得・改修に対して補助金を交付します。

補助対象と補助率



空き家の取得

取得経費の50%
(最大25万円)

※用地費は含まない



空き家の改修

改修経費の50%
(最大25万円)

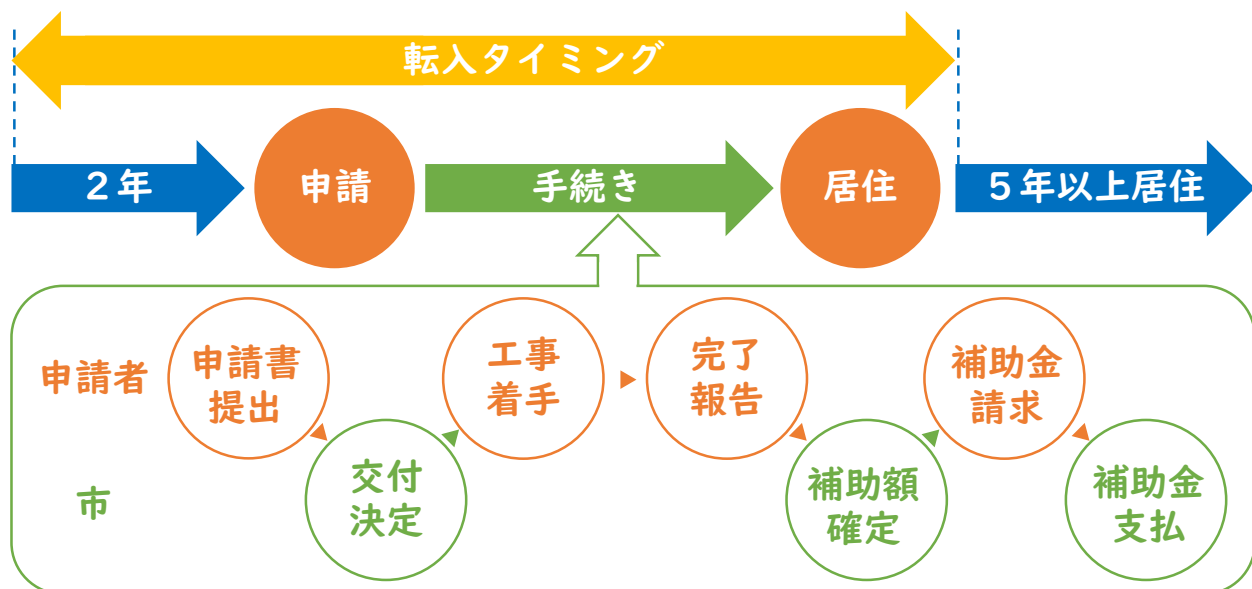


県外からの子育て世帯

加算10万円

その他詳細は裏面へ

補助金交付の流れ



申請時提出書類 ※空き家取得のみの場合は、工事関係の書類は不要です

- ☐ 十日町市空き家利活用定住促進事業補助金交付申請書
- ☐ 居住予定者全員の住民票の写し、納税証明書
- ☐ 定住誓約書
- ☐ 売買契約書の写し

- ☐ 工事見積書の写し※
- ☐ 工事着工前の写真※
- ☐ 空き家の位置図



補助対象者要件



- ☐ 新潟県外からの転入者、または十日町市外から転入の子育て世帯
※子育て世帯：申請年度の4月1日現在において
生計を一にする18歳未満の世帯員と同居している
または妊娠している者がいる世帯
- ☐ 転入日または転入予定日より前2年間に本市に住所を有していない方
- ☐ 交付申請日が、転入日から起算して2年以内の方
または交付申請後に転入する方
- ☐ 対象の空き家に、補助事業完了の日から1年以内に居住を開始し、
5年を超えて居住する見込みの方
- ☐ 転入時において、年齢が60歳以下の方
- ☐ 同居世帯員全員に市税の滞納がないこと
- ☐ 過去に「ふるさと回帰支援事業補助金」または「結婚新生活支援事業補助金」の住宅取得・改修に係る補助金の交付決定を受けていないこと
- ☐ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係でないこと

補助対象空き家



- ☐ 十日町市立地適正化計画に定める居住誘導区域にあるもの
※区域内かどうかは窓口へ住所を伝えてご確認ください
- ☐ 申請者の3親等内の親族間における、売買、相続または贈与でないこと
- ☐ 申請者が取得前から居住していた空き家でないこと

補助対象経費



1. 空き家の取得に要する経費 ※用地費を除く
 2. 空き家の修繕、補修、改修、一部改築および増築に係る経費
 3. 壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等空き家の模様替えに係る経費
※畳替え、襖・障子の張替え、その他簡易な改修に係る経費を除く
 4. 防犯用設備、フェンスの設置等の防犯機能の付加や強化に係る経費
 5. 屋根の葺き替えに係る経費
 6. 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費
- ※上記2～5は、市内施工業者が施行するものを対象とする。

本制度の利用を検討される場合は、下記問い合わせ先までご相談ください。

【提出・お問い合わせ先】

十日町市役所2階 企画政策課 移住定住推進係
〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
電話：025-755-5137（直通）／FAX：025-752-4635
Eメール：t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp

